

門真市第5次障がい者計画及び門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定支援業務委託事業者募集要領

上記業務委託を実施するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集します。

令和8年1月27日

1 事業の趣旨・目的

この要領は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」並びに児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置付けられる「門真市第5次障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」の策定に必要な支援等に関する業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を決定する手続について、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 委託名 門真市第5次障がい者計画及び門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定支援業務委託
- (2) 委託内容 別紙「門真市第5次障がい者計画及び門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで
- (4) 実施場所 門真市役所又は市が指定する場所
- (5) 提案限度価格 6,507,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) その他前各号に掲げる要件に類し、参加することが著しく不適当と認められる者でないこと。
- (7) 令和3年4月1日から受付締切日までに国若しくは他の地方公共団体と契約金額が、本業務の提案限度価格（税込7,158,000円）と同額以上又は同期間に本市と契約金額が、本業務の提案限度価格の半額（税込3,579,000円）以上の同種業務（「計画策定業務」を含むものに限る。）の契約を締結し、誠実に履行したこと。

4 参加手続

(1) 募集要領等の配布

募集要領等は本市ホームページ（<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>）の「入札・契約情報」からダウンロードで配布するほか次のとおり交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年1月27日（火）から令和8年2月17日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 交付場所

門真市中町1番1号 門真市役所 別館1階
保健福祉部 障がい福祉課 給付・医療グループ

(2) 募集要領等に対する質問がある場合には、次のアに定める期間に次のイの問合せ先へ質問書（様式9）を使用して、FAX又は電子メールにて質問すること。また、FAX又は電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をすること。

ア 期間

令和8年1月27日（火）から令和8年2月5日（木）午後5時30分まで
ただし、送信後の電話確認については、午前9時から午後5時30分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に行うこと。

イ 問合せ先

〒571-8585 門真市中町1番1号 門真市役所 別館1階
保健福祉部 障がい福祉課 給付・医療グループ
担当：藤本
電話 06（6902）1231（代表）（内線：3376）
06（6902）6154（直通）
FAX 06（6905）9510
E-mail : fuk07@city.kadoma.osaka.jp

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年2月6日（金）までに本市ホームページ（<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>）に随時掲載します。ただし、質問が無い場合は掲載しません。

(3) 提出方法等

ア 提出期間 令和8年1月27日（火）から令和8年2月17日（火）（土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）までとする。郵送の場合、到達期限は同日必着とする。提出期間以外に提出された提出書類は、いかなる理由があっても受理しない。

イ 提出先及び提出方法

4 (2)イと同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ウ 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式1）
- (イ) 企画提案書に提案書（様式第5号1～9）を添付
別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。
- (ウ) 見積書（消費税及び地方消費税を除く。）
- (エ) 経費内訳書（消費税及び地方消費税を除く。）
- (オ) 会社・団体等概要資料（パンフレット等）
- (カ) 3(7)の条件を満たす実績を確認することのできる書面（契約書等）の写し
- (キ) 令和7年度門真市入札参加資格者名簿に登録のない者の場合、以下の書類も提出すること。
- ・誓約書（様式2）
 - ・委任状（本社又は本店以外で締結する場合）（様式3）

- a 印鑑証明書又は印鑑登録証明書の写し
- b 代表者の身分に関する証明の写し ※法人の場合は不要
- c 商業登記簿謄本履歴事項全部証明書の写し ※個人の場合は不要
- d 納税証明書の写し

	法人の場合	個人の場合
市内に本店、支店又は営業所等がある者	国税：法人税、消費税及び地方消費税（その3の3）（税務署）	国税：所得税、消費税及び地方消費税（その3の2）（税務署）
	市税：直近2年の法人市民税（市役所）	市税：直近2年の市・府民税（市役所）
市内に本店、支店又は営業所等がない者	国税：法人税、消費税及び地方消費税（その3の3）（税務署）	国税：所得税、消費税及び地方消費税（その3の2）（税務署）

※市内業者とは、本店の所在地及び門真市と直接取引する支店又は営業所等の所在地が本市の区域内にある者を言う。

準市内業者とは、本店の所在地が本市の区域外にあり、門真市と直接取引する支店又は営業所等の所在地が本市の区域内にある者を言う。

市外業者とは、市内業者及び準市内業者を除いた者を言う。

- e 使用印鑑届（様式8）

※ (キ) a～dについては、発行日から3箇月以内のもの。写し可。

エ 提出部数

(イ)～(エ)については、6部（正本1部、副本5部）。それ以外については、1部

5 参加資格確認結果通知の交付

提出書類に基づき審査した結果、参加資格要件を満たすと認めた者をプレゼンテーション選定の対象者とし、令和8年2月17日（火）に参加資格審査結果通知書をFAX又は電子メールにて通知する。

なお、通知を受けてからプレゼンテーション審査日までに参加資格の要件を欠く事由が生じた場合は参加できない。

6 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プrezentation及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。開催日時、場所については、別途通知する。

ア 審査方法

- i プrezentationによる質疑応答
- ii 所定時間はプレゼンテーション20分、質疑応答10分程度とする。
- iii 説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする
(データ活用可)

イ 注意事項

- i モニター及びポインターは市で準備する。ただし、パソコンは各事業者で準備すること。
- ii プrezentation参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできないものとする。
- iii 参加人数は、1提案者4名までとする。
- iv プrezentation当日に新たな説明資料を追加することはできないものとする。
- v 指定の時間に正当な理由なく不参、遅延した場合には、審査対象から除外する。

vi 指定した日時の変更はできないものとする。

(3) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な選考を行うものとする。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(1)評価基準の総合点が最も高い者を、受注候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、次の順位で優位に評価するものとする。

① 審査項目「提案全体の趣旨及び目指すべき方向性業務に対する考え方、実施にあたっての方針に係る提案」における得点が高い者

② 審査項目「門真市の特性等を踏まえた計画策定に係る提案」における得点が高い者

③ 見積書が低い者（内容評価の項目において、順位が決定しない場合）

ウ ア、イにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、受注候補者として選定しない。

(5) 失格となる受託候補者

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 記名又は押印を要する書類にあっては記名又は押印を欠いた書類を提出した場合

キ 参加資格を満たしていない場合

ク 参加期日までに所定の書類が整わなかった場合

ケ 「提案書等」の提出関係書類を複数案提出した場合

コ 提出期限を過ぎて必要書類及び提出資料が提出された場合

サ 事業者募集中、選定中及び契約締結までに応募資格を満たさなくなった場合

シ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

ス 見積書の金額が2(5)の提案限度価格を超える場合

7 選定結果の通知・公表

受注候補者選定後、受注候補者又は二次選考の参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知後すみやかに、下記項目において本市ホームページの「入札・契約情報」にて次の内容を公表する。

- (1) 受注候補者及び次点候補者名及び総合点
- (2) 会議録

8 契約手続

- (1) 受注候補者と門真市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、随意契約により契約を締結する。
- (2) 契約の締結に際しては、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めること。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 支払条件 完了払い
- (4) 契約規則の閲覧

門真市契約に関する規則については、本市ホームページ(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>)で閲覧することができる。

- (5) 受注候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とすることができる。
- (6) 契約金額の決定に当たっては、価格交渉の後、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、受注候補者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書の金額とすること。
- (7) 本業務に係る予算措置がされなかった場合においては、契約は締結せず、本公募型プロポーザルは無効となる場合がある。

9 プロポーザルの延期又は中止

- (1) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、本プロポーザルを中止します。
 - ア 参加申込受付締切りの結果、参加申請者が1に満たない場合
 - イ 参加資格の事前審査の結果、参加を認めた者の数が1に満たない場合
 - ウ 審査の結果、受注候補者となるべき者がいなかった場合
 - エ 天災等、特別の事情がある場合
- (2) 天災等、その他特別の事情がある場合は各期日を延期することがあります。

10 その他

- (1) 参加申込書の提出後に取下する場合は、取下書（様式6）により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加申込書を提出した後、企画提案書、見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申込書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (6) 提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却しないこととする。
- (7) 応募書類の審査内容に関する質問及び異議申し立てには、一切応じない。
- (8) 公文書開示請求があった場合は、提出書類を門真市情報公開条例に基づき公開をすることができるものとする。
- (9) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (10) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (11) 参加申込書の提出後、契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、参加資格の要件を欠く事由が生じた場合は、必要な措置を講じるものとする。

11 スケジュール

※スケジュールは変更になる場合があります。

令和8年	1月27日(火)	参加申込・企画提案書等書類提出の受付開始
	2月5日(木)	質問受付の締切り
	2月6日(金)	質問回答の公表(随時)
	2月17日(火)	応募申込みの締切り
	2月17日(火)	参加資格確認結果通知
	2月24日(火)	プレゼンテーション審査
	3月2日(月)	結果公表
	4月1日(水)	契約締結、事業開始

12 問合せ先

〒571-8585

門真市中町1番1号

門真市保健福祉部障がい福祉課

給付・医療グループ

電話：06-6902-6154

FAX：06-6905-9510

e-mail：fuk07@city.kadoma.osaka.jp